平成２２年（フ）第３５６号
兵庫県芦屋市潮見町22番14号
債務者　三上　義勝
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　幸保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０６号
神奈川県秦野市柳川1420番地の１
債務者　今岡　勝彦
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小室　充孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５２号
兵庫県加西市北条町北条728の８、住民票上の住所兵庫県加西市北条町北条391番地の45
債務者　原田　一彦
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白　　承豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第４７４号
仙台市太白区中田６丁目14番12号
債務者　古積　　弘
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５１５号
宮城県名取市相互台２丁目８番地の10、住民票上の住所仙台市泉区虹の丘４丁目１番地の14
債務者　横田　　渚
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月６日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
仙台市太白区桜木町30番12号
債務者　畠山　義孝
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月６日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５６６号
宮城県黒川郡大衡村大衡字松本46番地
債務者　織田　安子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月６日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
埼玉県川口市差間１丁目５番17号
債務者　小林　清貴
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　将延
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５８９号
広島市中区江波東１丁目12番44号204、住民票上の住所広島県江田島市能美町中町4200番地６
債務者　山野　逸男
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月25日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１３号
秋田市大住１丁目５番23号
債務者　貝森　　満
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　譲二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第１９号
北海道虻田郡倶知安町北４条西２丁目２番地
債務者　近藤　一司
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第２０号
北海道虻田郡倶知安町北４条西２丁目２番地
債務者　近藤　真紀
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩内支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６８号
青森県八戸市根城１丁目35番７号　コーポやまだＤ２号、前住所青森県八戸市大字沢里字休場14番地33
債務者　髙原　智己
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
青森地方裁判所八戸支部

平成２２年（フ）第５５号
岩手県大船渡市三陸町綾里字打越11番地１
債務者　熊谷　幸江
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第６８号
岐阜県大垣市開発町１丁目16番地　和合団地Ｃ－１号
債務者　遠藤　実保
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
岐阜県大垣市緑園134番地１
債務者　堤田　惠子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
北海道旭川市東光10条３丁目４番８―5041号市住5041
債務者　櫻井　　諭
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部